

iDeCo と国民年金基金、選択のポイントは？

2017年1月から、60歳未満の現役世代は原則として全員が確定拠出年金(DC)に加入できることになりました。勤務先で企業型DCに加入していない場合は、これまでDCに加入できなかった人も全員が個人型DC(iDeCo)に加入できることになったことを受け、iDeCoに加入できる人は必ず加入したほうが有利という風潮すら見受けられます。

一方、自営業者等の国民年金第1号被保険者は以前からiDeCoに加入できていました。ただし、国民年金第1号被保険者のiDeCoの拠出限度額(毎月定額を拠出する場合は6万8000円、年間81万6000円)は国民年金基金と枠を共有しているの、どちらの制度を利用すべきかということを考える必要があります。

●基本的な仕組み

iDeCoと国民年金基金はいずれも公的年金に対する上乘せの年金制度です。掛金は両者とも全額が所得控除の対象となり、所得税と住民税の負担が軽くなるという大きなメリットがあります。

iDeCoでは加入者が掛金を自己責任で運用していきます。運用が上手くいけば将来の給付額は大きくなり、運用に失敗すると元本割れもあり得ます。一時金、年金、あるいは一時金と年金の組み合わせで受け取ることができます。

一方、国民年金基金は加入した時点で、将来受け取れる年金額と、毎月の掛金額が決まります(iDeCoと違って、自分で運用するわけではありません)。一時金でまとめて受け取ることにはできず、年金での受取りに限られています。

●国民年金基金のメリットと留意点

最近ではiDeCoに対する注目度が圧倒的に高く、国民年金基金への関心は低いようですが、国民年金基金を

中心としてメリットと留意点をまとめると、次のようになります。

①加入時点で将来の年金額が確定、掛金額も一定

国民年金基金は、加入した時点で将来の年金額が決まります。仮に将来インフレになったとしても、年金額や毎月の掛金額が変更されることはありません。老後の生活設計が立てやすい、自分で運用しなくて済むというメリットがありますが、現在のような低金利局面で加入すると、将来のインフレリスクには対応しづらくなります。一方、iDeCoは運用次第で給付額を増やすことが可能なので、インフレにも対応が可能です。

②終身年金が基本で長生きリスクに対応可能

iDeCoは年金として受け取る場合は5~20年といった一定の期間で受け取ることが基本となりますが、国民年金基金は生きている限り一生受け取れる終身年金が基本なので、長生きリスクに対応できます。

③一時金では受け取れない

iDeCoと違い、国民年金基金は年金での受取りに限られています(加入した人が死亡した場合には遺族に一時金が支払われます)。このため、一時金で住宅ローンを繰上返済するといった使い方はできません。

④掛金は社会保険料控除の対象

iDeCoの掛金は小規模企業共済等掛金控除という所得控除の対象となっており、加入者本人の所得からしか控除できません。このため、本人の税負担がゼロの場合は拠出時の税制上のメリットはありません。

一方、国民年金基金の掛金は社会保険料控除の対象となっており、同一生計の配偶者などが負担すべき掛金を支払った場合は、その支払った金額について所得控除を受けることができます。夫が妻の国民年金基金の掛金を負担した場合、その掛金全額を夫の社会保険料控除の対象とす

ることができるわけで、これはiDeCoにはない大きなメリットです。

●選択のポイント**①自分で運用したい場合はiDeCo、運用に自信がない場合は国民年金基金**

iDeCoは加入者自身が掛金を運用し、運用次第で将来の給付額が変わります。国民年金基金は自分で運用するわけではないので、運用に自信がない場合には向いています。

②税制上有利な一時金で受け取りたい場合はiDeCo

iDeCoを一時金で受け取る場合は、掛金拠出期間を勤続年数と見なして退職所得控除の対象となります。iDeCoを年金で受け取る場合、及び国民年金基金から受け取る年金は、いずれも公的年金等控除の対象となります。多くの場合、退職所得扱いの方が税負担が軽く、有利になります。税制上有利な一時金で受け取りたい、一時金で住宅ローンを繰上返済しようといったプランの場合は、iDeCoのほうが向いています。

③長生きリスクが高い女性は国民年金基金を検討

国民年金基金は終身年金がベースなので、長生きの可能性が高い女性のほうに検討価値が高いといえます。

④両者を併用、夫はiDeCo・妻は国民年金基金というプランも

iDeCoと国民年金基金は併用できます。国民年金基金への加入によって運用に左右されない年金を確保するとともに予想以上の長生きリスクに対応する、iDeCoへの加入によって一時金等の受取り方法の選択肢を増やし、かつインフレ対応も図るといった選択肢があります。また、夫が事業主で年収も多く税率も高い場合、夫はiDeCoに加入し、夫より長生きする可能性が高い妻は国民年金基金に加入、妻の国民年金基金の掛金は夫の社会保険料控除の対象として、家計全体の税負担の軽減を図るといったプランも考えられます。

(クルー 目黒政明)